

Ⅶ がんとの共生

- がん患者が、適切な医療や周囲からの支援を受けながら、がん罹患する前と変わらず地域社会で自分らしく生活できることを目指します。
- 平成28(2016)年の「がん対策基本法」の一部改正により基本理念が追加され、「がん患者が、尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築」が求められています。国や地方公共団体、医師をはじめ、様々な関係者の密接な連携のもと、患者ががんに向き合いながら自分らしく生活し続けることができる「地域共生社会」の構築を目指していきます。

<がん対策基本法>

第2条（基本理念）

第4項 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

第7項 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

現状と課題

- これまでのがん医療は、生存率等の医学的見地を重視していましたが、今日では、患者の置かれている状況に応じ、QOL（生活の質）や障害などにも視点が向けられ、がんと診断されたときから将来にわたり、全人的なサポートにより、自分らしく生活し続けられる支援が求められています。
- そのためには、本人の意向を十分に尊重し、医療の意思決定の支援や患者が希望する医療の提供が必要です。また、がん患者が住み慣れた地域社会で生活するためには、医療だけでなく福祉・介護・就労等の課題への社会的支援も必要です。
- 患者には、ライフステージごとに、異なった身体的・精神心理的・社会的問題が生じることから、その患者の状態や課題に応じた医療の提供や支援が必要です。
- また、がんの治療に伴う、外見（アピアランス）の変化や不妊、後遺症、障害等の影響等、日常生活を送る上での障壁を軽減し解消することも必要です。

取組の方向性

① サバイバーシップ支援

- がん患者が、がんと共に生き、円滑な社会生活を営むことができるよう、関係団体等と相互に密接な連携を図り、サバイバーシップ支援¹⁰⁷に取り組めます。

② トータルケアの提供

- がん患者が年齢や場所を問わず、トータルケアの視点を持った適切な医療を受けることができるよう、ライフステージに沿った医療の提供やその後の様々な支援を行っていきます。

③ がん患者の更なるQOL（生活の質）向上

- がん罹患した後も、がん患者がいきいきと生活を送ることができるよう、医療及び緩和ケアの充実に加え、福祉や介護等と連携した支援の促進等を検討し、患者の社会生活に資するケアの充実を図ります。

④ 多様なニーズに対応する相談体制

- 就労、教育、生殖機能の温存等、患者及び家族によって異なる多様な悩みを軽減し解消できるように、がん相談支援センターや地域の相談窓口等の質の向上を図ります。また、各窓口の連携を促進し、患者の多様なニーズに対応できる相談窓口に、確実につながる相談体制を構築していきます。

⑤ 治療と社会生活との両立

- がんを罹患した後も、本人の希望により、変わらず教育や就業が継続できるよう、両立を支援していきます。

⑥ がんに関する正しい理解の促進

- あらゆる世代の都民ががんを正しく理解し、患者に適切な支援がなされるよう、学校や区市町村等ががん教育や健康教育に取り組むとともに、都はがんの予防や医療・緩和ケアに関する情報を東京都がんポータルサイトをはじめとした様々な方法で啓発していきます。

¹⁰⁷ 「サバイバーシップ支援」：がんになったその後を生きていく上で直面する課題を乗り越えていくためのサポート

【指 標】

指 標	現行値	目標値	出典
日常生活をがんにかかる前と同じように過ごすことができていると回答した患者（手術や薬の副作用などはあるが、以前と同じように生活できていると回答した人を含む。）の割合【再掲】	66.9% (平成 28 年度)	増やす	東京都 がん患者調査
「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	68.1% (平成 28 年度)	増やす	都民意識調査